

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

2. いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

（基本理念）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

したがって、「いじめは人間として絶対に許されない」を基本方針とし、すべての児童に関係する問題として考えていくものとする。すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為について、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

いじめを防止するためには、全ての教育活動を通して、『相手を思いやる心』や『集団の一員としての自覚や自信』を育て、児童同士の共感的人間関係を築くことが大切である。また、児童一人ひとりの活躍の場を工夫し、適切に認め、未然に防ぐための努力を惜しまない教職員集団作りに励むことが大切である。さらに、小中が連携することで、9年間を通して人権教育、道徳教育を行う。

- ① いじめは、「どの子にも、どの学校にも、おこりうる」ものであることを、全教職員が十分認識する。
- ② 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一人ひとりに徹底する。
- ③ 児童一人ひとりを大切にできる意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識する。
- ④ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する。
- ⑤ 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する。

3. いじめの防止等に関する基本的な考え方

（1）いじめの未然防止

児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくり・集団づくり・学校づくりを行っていく。

◇居場所づくり

- ◎授業改善、授業の見直しを行い、学級や学年、学校を児童の居場所になるようにしていく。
- ◎授業中は正しい姿勢を保つことに慣れさせていく。

◇絆づくり

- ◎児童が主体的に取り組む活動（授業や行事）の中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりや自己有用感を感じたりできるようにする。
- ◎絆づくりを促すために必要な「場づくり」をする。

- ・ 規律（きりつ）
 - ・ 学力（がくりょく）
 - ・ 自己有用感（ゆうようかん）
- ★きちんと授業に参加し、
基礎的な学力を身につけ、
認められているという実感をもった子どもを育て

① いじめを許さない雰囲気づくり

全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。

教職員の不適切な認識や言動により、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりしないよう十分注意する。特に、教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っている児童や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童を容認するものにほかならず、いじめを受けている児童を孤立させ、いじめを深刻化させるので、指導の在り方には細心の注意を払う。

② 分かる授業づくりの推進

児童が学校で過ごす中で一番長い時間は授業であり、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスの要因とならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを行う。

③ 自己有用感や自己肯定感の涵養

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、すべての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供し、児童の自己有用感がたかめられるよう努める。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

④ 児童が自らいじめを学ぶ機会の設定

児童自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めるために、自らが学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

(2) いじめの早期発見

児童のささいな変化に目を向け、気づいた情報を確実に共有し、そして、情報に基づき、速やかに対応する。児童の変化に気づかずにいじめを見過ごしたり、せっかく気づきながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることがないように注意する。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形でおこなわれることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知していく。

① アンケート調査や教育相談の実施

定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を年間計画に基づき実施し、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。ただし、アンケートはあくまで手法の一つであり、本当のことを書けなかったり、実施した後にいじめが起きたりする場合があることに留意する。また、PTAが設置している悩み相談箱を活用し、適切に対応する。

② 教師と児童の信頼関係の構築

いじめ訴えや発見は、教師と児童の信頼関係の上で初めてありうることを踏まえ、日常的な人間関係づくりに努める。休み時間や放課後等での会話や声かけ、個人ノートや生活ノート等での交流を通して、信頼関係を構築し、交友関係や悩みを把握するよう努める。

なお、児童が教職員に相談してくれた場合に、後で、話を聞くと行って対応しないなど、その思いを裏切ったり踏みにじったりしないよう、十分注意する。

③ 家庭や地域との連携

保護者アンケートや保護者懇談等を通して、家庭との連携を図るとともに、日頃から、校区の公民館や見守り隊、スクールモニター等とも連携を密に行い、家庭や地域と一体になって児童を見守り、健やかな成長を支援する。

④ 教職員間の情報共有

いじめについて集まった情報については、学校全体で共有する。

(3) いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、迅速かつ組織的に対応する。いじめを受けた児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめを行った児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上など、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

① 組織的な指導体制の確立

校内に、「いじめ問題対策チーム」を組織する。発見・通報を受けた教職員は直ちに「いじめ問題対策チーム」に情報を報告・共有し、その後は、組織的に対応する。このため、組織的な対応を可能とするよう、体制を整備し、平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、全教職員で共通理解しておく。

② 関係機関との連携

いじめを認知した際、校長は、責任を持って小松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

いじめを行う児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと求めるときは、いじめを受けている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談して対処する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

また、警察棟の関係機関と適切な連携を図るため、平素から、情報共有体制を構築しておく。

③ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネット上の不適切な書き込みについては、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。速やかに削除することが難しい場合には、教育委員会に連絡し、地方法務局や警察署等の関係機関と連携して対応する。また、学校の教育活動全体を通して、情報モラル教育の充実を図る。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1. いじめの防止等のために実施する施策

(1) いじめ問題対策チームの設置（常設）

①目的

いじめの早期発見・早期対応に向けて、平時からいじめの問題に備え、いじめの発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。

②構成

校長をトップに、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、教務主任、スクールソーシャルワーカー（SSW）、スクールカウンセラー、該当学級担任とで構成する。

校務分掌においては、従来の生徒指導部会等からは独立し、委員会扱いとして組織的に位置づける。

③役割

ア 未然防止の推進など学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証

- ・ 学校いじめ防止基本方針の作成・見直し
- ・ いじめの防止等に向けた具体的な取組の進捗状況の確認・検証
- ・ 取組の実施中の記録や実施後の振り返り状況の確認
- ・ 授業時間、休み時間や放課後の校内巡視と情報の共有・報告 等

イ 教職員の共通理解と意識啓発

- ・ 学校いじめ防止基本方針の全ての教職員に対する周知と啓発
- ・ PDCA サイクルにおける取組の検証と改善策の共通理解
- ・ 各種調査や教育相談の内容・方法の検討及び結果の分析
- ・ いじめに関する研修資料や各種情報の収集・提示 等

ウ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

- ・ 学校いじめ防止基本方針の児童や保護者・地域に対する周知と啓発
- ・ 児童会が主体となった取組の推進
- ・ 学校におけるいじめ相談窓口の設置と児童、保護者等への周知
- ・ PTA や関係機関等との日常的な情報交換と相談しやすい関係の構築 等

エ 個別面談や相談の状況把握及びその集約

- ・ 各種調査や教育相談の進捗状況の把握
- ・ 相談事例の集約と内容の分析 等

オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約

- ・ 関係教職員の招集及び役割分担

- ・ 教職員からの情報収集及び整理 等

カ 発見されたいじめ事案への対応

- ・ 対応の方針の決定及び関係教職員への指示
- ・ 教育委員会への報告・相談
- ・ 対応の進捗状況の確認と関係教職員への助言や支援
- ・ 関係機関への協力要請
- ・ スクールカウンセラーの活用 等

キ 重大事態への対応

- ・ 教育委員会への報告・相談
- ・ 教育委員と連携した対応 等

ク 必要に応じた関係機関との連絡調整

- ・ いじめ対応アドバイザーの派遣を依頼し、いじめ対応についての指導助言を受ける。
- ・ 心のケアについては、担任、養護教諭が行うとともに、関係機関と連携して対処する。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、学校の設置者、教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

(2) いじめの防止等の具体的な取組

① 授業改善に関わる取組

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業が児童のストレスサーになっていないか、授業についていけない焦りや劣等感が過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしながら分かりやすい授業づくりを進める。その際、学校研究を踏まえて焦点化した取組を教職員が共通実践する。

【取組】

- ・ 話し方、聞き方マイスターを活用し、話し合い活動を充実させる。
- ・ インクルーシブ教育の理念にたった授業をつくる。
- ・ 生徒指導の3機能を意識した授業づくりを推進する。
- ・ 公開授業を積極的に参観し、互いに助言しあう。

② 道徳教育や人権教育などの充実

他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養うよう、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実を図る。

【取組】

- ・ 道徳教育を計画的に行うために、実施内容項目・別葉を確認する。
- ・ 低・中・高学年でそれぞれ重点内容項目を設定し、必ず複数回実施する。

- ・ 4月下旬、9月上旬にいじめについて考える時間を設ける（道徳の時間や学級活動）。
- ・ 12月に人権集会を行い、教職員による読み聞かせを行い、学級で感想を交流する。

③ 規律意識の育成

校内での規律や授業中の規律を定着させることで、規範意識を醸成するとともに、児童が安心して学ぶ環境を作る。

【取組】

- ・ 毎月の生活目標や学習目標の意識を高めるために、毎月、振り返り活動（振り返りシート）を行い、自己評価・改善を図る。
- ・ 安宅小学校のきまりや授業でのきまり、掲示物など、学校として揃えていくべき事柄を全教職員で共通理解し、徹底してやり通す。（共通理解したことに対して、学級ごとに特別ルールを作らない）

④ 自己有用感や自己肯定感を育む取組

学校行事や体験活動を通して、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、児童自らが主体的に取り組む中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできるように意識的に活動を工夫する。

【取組】

- ・ 運動会や総合的な学習発表会等でより多くの児童に役割を与える。
- ・ 児童会の委員会活動等を充実させる。

⑤ 児童会が中心となる取組

児童会が中心となり、児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

【取組】

- ・ 1学期、2学期の児童集会において、運営委員会主体となり「仲間づくり」「いじめをやめよう」というねらいのもと、全校ゲームや劇を行う。
- ・ 運営委員会が主体となり、委員会や学級を単位とし、玄関や校内であいさつ運動を行う。

⑥ 情報モラル教育の充実

情報発信による人・社会への影響や、ネットワーク上のルール・マナーを守ることの意味について考えさせるなど、情報モラル教育を児童の発達段階に応じて体系的に推進する。また、携帯電話・インターネットの利用の問題に関しては、家庭との連携を図りつつ、適切に指導を行う。

【取組】

- ・ ネットいじめに対して小松市情報モラル系統表に沿って、情報モラル教育を計画的に行う。
- ・ 外部講師を招き（ICTインストラクターなど）、ネットいじめ防止の授業を実施する。

⑦ アンケートや教育相談

年間に複数回（学期1回以上）のアンケート調査及び定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握・早期発見に努める。

【取組】

- ・ いじめアンケートを年3回（5月下旬～6月上旬、10月下旬～11月上旬、2月上旬）に行い、それをもとに、全員の個人面談（アンケート後の一週間、給食時）を行う。
- ・ 保健室、教育相談との情報交換を密に行い、児童のささいな変化に気づく。
- ・ 空き時間の教職員の協力体制を整える。（児童の相談や暴力的行為があれば、職員室に応援を求める）
- ・ 児童の前で多忙そうな態度やイライラした様子を見せず、安心していつでも相談できる雰囲気を作る。
- ・ 積極的に保護者からの相談を受け入れる体制を作り、個人懇談会、親子行事などを利用し、家庭で気になった様子がないかを把握する。
- ・ わがまち防犯隊の方から通学時、下校時の様子を寄せてもらえる体制を作る。

⑧ 校内研修の実施

全ての教職員の共通認識を図り、いじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上のための校内研修を実施し、いじめ対策アドバイザーから助言指導を受ける。

【取組】

- ・ 児童理解研修会を実施し、気になる児童の共通理解を図る。
- ・ いじめの事例検討会やを実施し、校内体制の確認を行う。
- ・ 各種調査の結果をもとに、いじめの防止等の具体的な取組の検証を行う。
- ・ 外部講師を招き、いじめの防止等についての研修を行う。
- ・ 学級経営や集団づくりに関する研修を行う。

⑨ 家庭や地域との連携

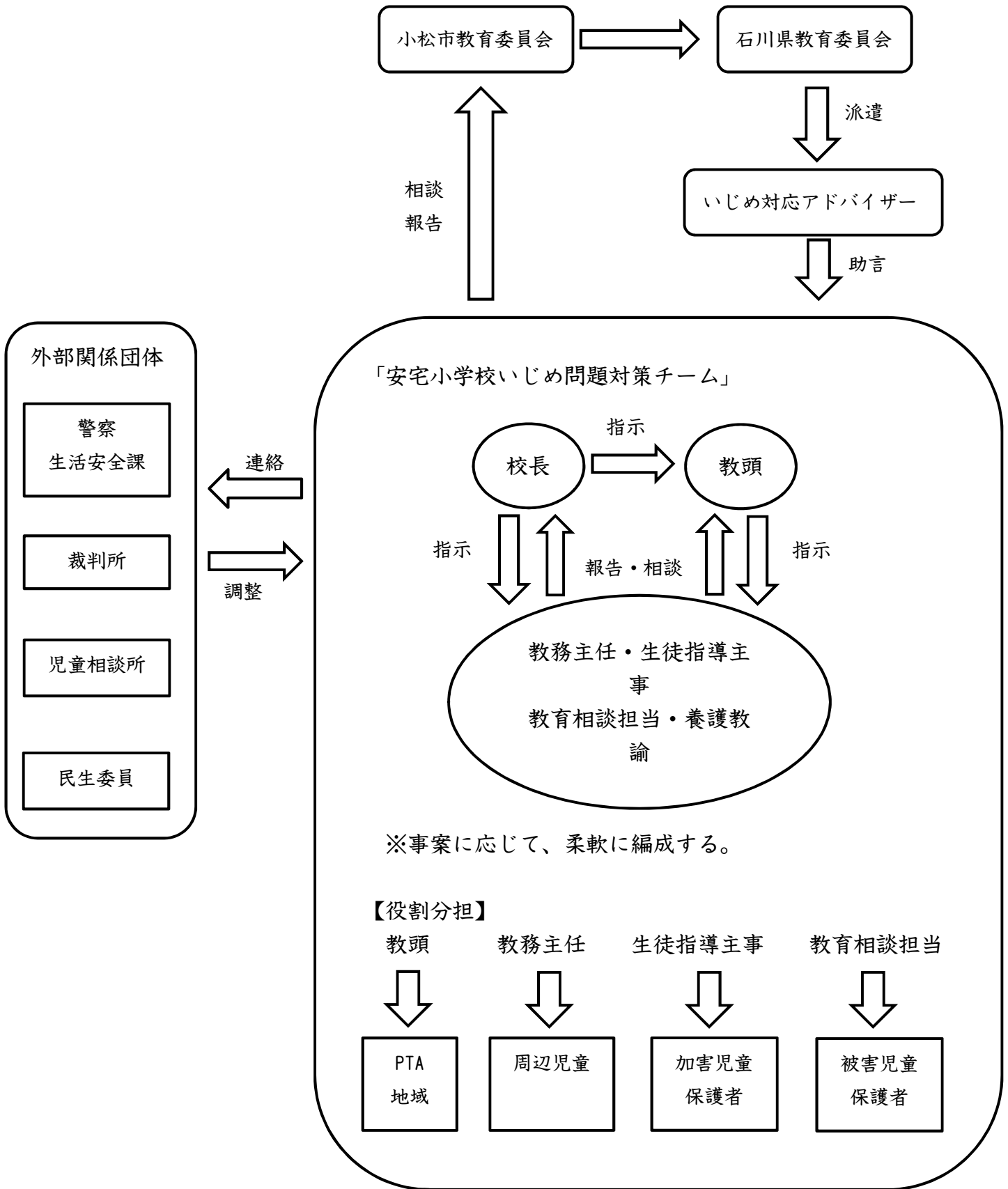
学校いじめ防止基本方針について、地域他保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だより、HPを通じて、家庭と地域の緊密な連携協力を図る。

より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや関係団体との連携を促進し、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

【取組】

- ・ PTA総会で学校いじめ防止基本方針について、保護者に説明する。
- ・ 「いじめに関するアンケート」及び「携帯電話・インターネット等利用調査」の結果について、本市の結果と比較しながら保護者に提示する。
- ・ 家庭訪問や保護者懇談において、児童の状況について情報交換する。
- ・ 児童クラブや地域のスポーツ団体等の指導者と情報交換する機会を設ける。

いじめ防止基本方針組織図



いじめ防止等年間計画

	未然防止	早期発見	校内研修	検証 (PDCA)	いじめの対処
4月	○安宅スタンダードの徹底 ○授業づくり ・インクルーシブ教育 ・生徒指導の3機能 ○道徳の時間の充実 ・重点内容項目の決定 ・情報モラル教育 ・いじめについて考える ○生活目標の取組 (各月)	●空き時間の教職員の協力体制の確立 ●児童の相談の仕方の共通理解 ●保健室、あったかルームとの情報交換 (常時) ●わが町防犯隊の方との連携の確認	☆児童理解研修会① (昨年度の申し送り事項の確認) ☆児童理解研修会② (特別支援学級) ☆職員会議 (毎月1) ☆小中連携全体会 (年3回)	◇学校評価 ・児童アンケート ・保護者アンケート ◇いじめ問題への取組チェック (全教職員)	
5月	○自然体験活動 ・宿泊体験 (6年)		☆児童理解研修会③ (1・5年生) ☆家庭訪問週間		
6月	○児童集会 ・仲間づくり ○あいさつ運動	●いじめアンケート調査及び個人面談① ●保護者との連携 ・親子行事	☆児童理解研修会④ (2・3年生) ☆いじめ対応アドバイザーによる研修会		
7月	○ピュアキッズスクール (2・5年)	●個人懇談会	☆児童理解研修会⑤ (4・6年生)		
8月					
9月	○道徳の時間 ・いじめについて考える ○運動会 ・児童会種目				
10月	○児童集会 ・いじめ撲滅の劇		☆児童理解研修会⑥ (下学年)		
11月	○あいさつ運動	●いじめアンケート調査及び個人面談②	☆児童理解研修会⑦ (上学年)		
12月	○人権集会 ○ボランティア活動 ・ユニセフ募金 (児童会)	●希望者個人懇談会			
1月	○あたたかっ子ランド				
2月	○あいさつ運動 ○自然体験活動 ・スキー遠足 (5年)	●いじめアンケート調査及び個人面談③	☆児童理解研修会⑧ (来年度への申し送り事項の検討)		
3月					